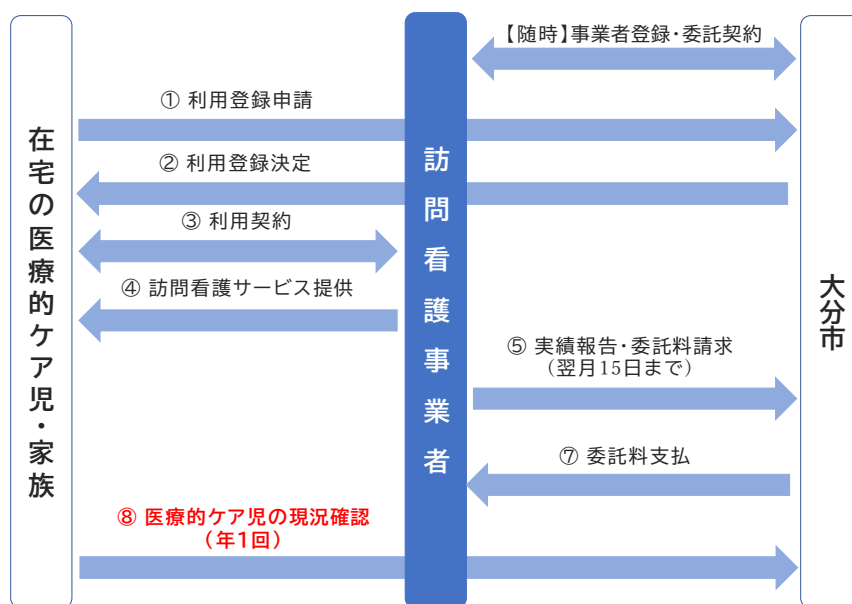


大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える利用や医療保険適用外となる自宅外での訪問看護サービスを提供することを目的に「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業」を実施します。

(1) 事業の流れ



(2) 対象者

以下の全ての要件に該当する医療的ケアを必要とする児童の家族とします。

- ① 大分市内に住所を有すること
- ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにいること
- ③ 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- ⑤ 訪問看護等により医療的ケアを受けていること

(3) 実施内容

大分市の委託を受けた訪問看護事業者が、医師の作成する訪問看護指示書に基づき、自宅や自宅外において訪問看護サービスを提供します。

【サービスの内容例】

- 医療保険による訪問看護実施後、本事業による訪問看護サービス
- 親戚・友人宅等の外出先で行う訪問看護サービス
- きょうだい児等の行事等により、家族の不在時における自宅での訪問看護サービス

※自宅で提供する場合は、医療保険による訪問看護を優先とします。
※訪問看護事業者が提供できると判断した内容・場所であれば、自宅外でも提供可能。
ただし、学校、教育・保育施設、障害児通所支援事業所等を除きます。

(4) 利用可能時間

◆医療的ケア児 1 人につき、年間100時間まで

※サービス提供の算定時間は、1 時間単位(30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ)

(5) サービス費用

本事業の利用にあたって、利用者の自己負担はありません。
本事業にかかる経費は、大分市からサービスを提供した訪問看護事業者に、以下の金額を利用者の代わりに支払います。

金額 = 【サービス費用：7,500円(1時間あたり) × サービス提供時間】

※サービス費用の他に発生する実費(交通費等)や当日のキャンセル料等については、利用者と訪問看護事業者との定めによるものとします。

(6) 事業者登録・委託契約について

□本事業への登録を希望する訪問看護事業者は、以下の事業者登録に必要な書類を障害福祉課へ提出してください。

- ・「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録申請書」
- ・指定訪問看護事業者として指定を受けていることがわかる書類
- ・職員配置一覧
- ・看護師免許証の写し
- ・運営規定

※登録内容に変更があれば随時、「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録変更届出書」を提出してください。

□事業者登録の要件を満たしているか確認し、「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録決定通知書」及び委託契約書を送付し契約締結を行います。

(7) サービスの相談から請求までの流れ

相談

□対象者に該当するか確認してください。

申請

□申請方法等について対象者へ伝えてください。また、対象者より依頼があった場合は、以下の①～③を障害福祉課へ提出してください。

- ① 大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書
- ② 医師の訪問看護指示書の写し
- ③ 訪問看護事業者との契約書(医療保険分)の写し又は、利用していることがわかる書類

利用契約

□利用者への決定通知書の内容を確認し、本事業の実施にあたり利用者と訪問看護事業者で利用契約を締結してください。

サービス
提供

□サービス提供前に訪問看護の提供場所等を対象者へ確認してください。

□サービス提供後、提供内容、提供時間を記録してください。

実績報告
・請求

□サービス提供月の翌月 15 日までに「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業訪問看護提供実績報告書」及び「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託料請求書」を大分市へ提出してください。

□提出された書類を確認し、訪問看護事業者へ委託料を支払います。

※年度ごとに更新が必要であるため、翌年度も継続する場合は、①②を提出してください。